

第18回酒類販売業等に関する懇談会説明資料

業界の現状と課題

全国小売酒販組合中央会

会長 幸田 昌一

副会長 井上 正光

部長 島田 進

平成 16 年 6 月 8 日

酒類販売業等に関する懇談会（社会的要請への対応に係る小売業界ヒアリング）

全国小売酒販組合



1. 中央会組織の概要説明

全国小売酒販組合中央会は、昭和 28 年法律第 6 号「酒税法」、並びに法律第 7 号「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律」に基づいて、酒税保全への協力と共同の利益を増進する事業を行えるとともに、政府が酒類業者等に対して必要な措置を講じることとし、酒税の確保及び酒類の取引の安定を図る目的から設立された組合組織であり、全国の一般酒販店をはじめ、CVS・DS・CS 等、業種業態をすべての酒類小売業者を会員とする団体である。酒税法や酒類業組合法の目的である酒税保全措置の実施に対する協力と酒類販売業者としての法の義務遵守や酒税法違反等を未然に防止するための必要な活動等を行っている。更に、近年は未成年者飲酒防止や道交法等の関係法令、包装容器リサイクル法等、社会的要請に対しても組合員・消費者への啓発に努めています。

2. 小売酒販組合の使命・役割からの加入義務化の主張

昨年、酒類販売業免許制度の根幹を成す需給調整要件について、距離基準の廃止に続き、平成 15 年 9 月に人口基準が廃止となり、緩和後の新規免許の取得者は約 2 万件となっております。その反面、小売酒販組合への加入率は、その目的から原則営利を目的とせず、組合が任意に加入し、脱退できることから、組合への加入率は新規免許取得業者の約 20% 程度となっています。

しかしながら、小売酒販組合の法的使命や存在価値は、酒税保全はもとより公正な取引環境や公共の福祉の面での飲酒環境整備等、標題にある社会的な要請への対応を鑑みた場合には、ますます組合としての役割と必要性が増してきている状況にあります。

今後、組合機能の低下や組合存続が困難な状況となれば、地域社会における小売業者の役割等の指導先の一元化が難しくなり、国税庁をはじめ国税局並びに税務署における酒類行政が煩雑になるのではないかと懸念しているところです。当会としては、社会的要請への対応として、国民の福祉としての飲酒環境整備に貢献するための明確な役割とその位置付けを示し、組合加入の義務付け等が必要であると考えます。

3. 社会的管理の観点から国際的整合性のある酒販免許制度の構築への主張

酒類販売業免許制度は、酒税制度の根幹をなすものであり、また、先進諸外国においても、この製造と販売について社会的管理の必要性という観点から、わが国より厳しい規制がしかれております。

今回、規制緩和政策によって酒類販売業免許における需給調整要件が廃止となり、人的要件の強化等が図られておりますが、酒類販売業免許制度が、酒税の保全や酒類の社会的管理等に果たしている役割をあらためて評価いただき、酒類産業の健全な発展のため国際的整合性のある制度、適切な運用基準が示された制度が必要であると考えます。

4. 酒類取引にかかる公正な取引環境の整備の主張

全ての消費者が、公平に規制緩和の恩恵を受けるためには公正市場の確立が必要であります。公正市場の確立による市場経済の発展は、取引基準の明確化、取引条件等の公開などが前提であります。しかしながら、これらの前提条件が整備されないままに緩和が進み、優越的地位の濫用や差別的取引等の不当な競争が激化している現状にあります。また、酒税を適正に消費者に転嫁すべき小売業者がダンピング競争を行えば、酒税保全も危うくなります。

おりしも、「酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法」において公取委への不当廉売等の措置請求や酒類の取引条件に関する基準の提示等の義務が定められたところです。いまこそ、生販三層の酒類業組合が公正な取引ルールの確立のための不当な過当競争を是正し、公正な取引環境を整備し、かつ、公共の福祉、公共の利益に還元する飲酒文化の向上を図る市場環境を早急に形成する必要があると考えます。

以上

～小売酒販組合の活動をご存知ですか？～

新たに酒類小売業免許を 取得された皆様へ

ようこそ酒販業界へ！

この度は、酒類小売業免許を取得され、おめでとうございます。

皆様は、これからお酒を販売することができるようになります。

お酒の販売になぜ免許を取る必要があるのか、お酒に関する法律にはどういものがあるのか、皆様はご存知でしょうか？

また、お酒の販売業者が集って協議し、よりよい小売酒販業界を作っていく小売酒販組合の存在を、皆様はご存知でしょうか？

このパンフレットでは、小売酒販組合の活動内容をご紹介するとともに、お酒の周辺や関係法令の概略をご説明させていただきます。

組合の活動に少しでも興味をお持ちになられた方は、下の囲みの中のお電話番号にお気軽にご連絡ください。心よりお待ち申し上げております。



お問合せ・加入のお申込みは

主な組合活動をご紹介します！

お酒は、酒税を担うとともに、致醉性・依存性を有する特別な商品です。

お酒が特別な商品であることから、①酒税法、②酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（以下、「酒類業組合法」といいます。）、③未成年者飲酒禁止法、④「酒類の流通における不当廉売、差別対価等への対応について」（酒類ガイドライン）、⑤刑法（危険運転致死傷罪）、⑥道路交通法（飲酒運転等）、その他、関係行政庁の政省令や通達、各地方自治体の条例等、様々な関係法令等が規定されております。

小売酒販組合は、酒類小売業者のために酒類業組合法に基づいて設立された、唯一の団体で、酒税保全・酒類行政への協力と共同利益のための事業を行うことを目的として活動を行っています。

◆ 酒税保全への協力

お酒は、「酒税」という高率な税金がかけられた財政物資です。酒税は、「歳出税」といって酒類の製造者等が酒類の種類や移出する量によって国に収めるものですが、消費者に円滑かつ適正に転嫁されてはじめて「酒税保全」となります。

酒類小売業者は、酒税保全のため、所管行政庁の行う施策に協力しなければならないこととなっております。その一環として、酒類小売業者には、酒類の仕入や販売等に関して帳簿を記帳し、これを毎年1度、所轄税務署に報告する義務があります。

小売酒販組合では、行政が行う酒税保全への施策に協力するとともに、地域の販売管理等についても、組合員に対して指導・助言を行っております。

◆ 未成年者飲酒防止に関する活動

小売酒販組合は、様々な地域活動を中心的役割を担っております。

未成年者の健全育成・非行防止等の観点から、年齢確認の徹底、販売体制の整備、分離陳列の実施等、未成年者飲酒防止活動を積極的に行っているのもその一例です。

また、毎年4月が「未成年者飲酒防止強調月間」であることから、関係機関とともに作成したポスターを全組合員に配布し、店舗のよく見えるところに掲示するようお願いしております。



奈良県で行われた未成年者飲酒防止街頭キャラバンの模様

表示基準の遵守の周知・徹底

平成15年9月より、酒類を適正に管理する観点から、酒類を取り扱う販売場では、「酒の売場である」旨及び「未成年者の飲酒は法律で禁止されている」旨の表示が義務付けられました。

小売酒販組合では、組合員に対し、表示基準の概要等を周知・徹底して適切な指導を行うとともに、「お酒コーナー」のボードを斡旋したり、お店ですぐに使える表示例を示したりしています。

②「明確に区分」するための表示（文字の大きさの定めはありません。）

これはお酒です。未成年者飲酒は法律で禁止されています。

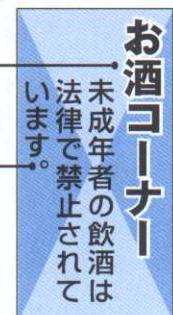
未成年者飲酒は法律で禁止されています。

陳列棚等（扉を含む）の見やすい位置に、「陳列商品が酒類である」旨及び「未成年者の飲酒は法律で禁止されている」旨を表示。冷蔵ケースのように扉がある場合は、扉を閉じた状態でも開いた状態でも認識できるように表示する。

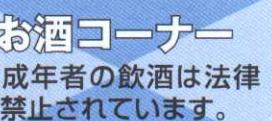
①「酒類の売場である」旨等の表示



←100ポイントの原寸大



最低100ポイントの大きさの文字でなければなりません。



酒類販売管理研修の実施

右の写真は研修用のテキストの一例



酒類小売業者は、酒類の販売業務を開始する日までに、販売に従事する者のうちから「酒類販売管理者」を選任し、選任してから2週間以内に所轄税務署に届出なければなりません。また、酒類小売業者は、選任した「酒類販売管理者」に対し、3か月以内に小売酒販組合等の指定団体が実施する研修を受けさせるよう努めなければなりません。

研修の日時・費用等に関しては、最寄の小売酒販組合等でお尋ねください。

酒類市場の安定化に向けた取組

酒類業界の健全な発展には、行政、生販三層（製造・卸・小売の各段階をまとめていう言葉）で、酒類市場の安定に向けた取組が必要です。

小売酒販組合では、酒類メーカー各社や卸の団体等との協議を通じて、市場安定・業界発展に向けた努力を行っているところです。併せて、国税庁の「公正競争指針」（平成10年）、公正取引委員会の「酒類ガイドライン」（平成12年、13年）等を組合員へ周知して遵守するよう指導するとともに、不当廉売等の違反行為を繰り返し行っている業者については、独占禁止法第45条に基づく申告を積極的に行って、違反行為を行っている業者を徹底して調査するよう公正取引委員会に働きかけています。

その他の活動

その他、小売酒販組合では、リサイクル活動の推進、近代化のための情報提供、酒類販売業者に有利な低利融資制度の紹介などの活動も積極的に行ってています。

関係団体等

酒販生活協同組合

組合員の酒類販売業者を対象に、不慮の火災による罹災者等を救済するための共済事業を目的として設立された団体です。現在、以下のような共済事業を行っています。

●掛金1口2,000円で幅広い保障●

①火災共済：20口で最高2,100万円（臨時費用含む）

②生命共済：全ての死亡…20口で40万円

配偶者又は子供が災害死亡…20口で40万円

③自然災害共済：20口で最高80万円：地震等災害見舞金付き

その他、宿泊施設や附帯事業（商品総合補償制度・がん保険等）もあります。



酒販協同組合

酒販協同組合は、組合員のための共同購買事業を推進するために設立された団体です。

協同組合独自のプライベート商品の提供、ビール券・清酒券の発行・販売等を中心活動しています。

右は、全酒協の取扱商品（一部）



関係法令等

●酒税法●

酒類の区分、製造・販売免許の要件、酒類の種類や量による酒税額・徴収方法等を定めた法律。

●酒類業組合法●

酒税保全や酒類業界の安定のため、酒類業者が組合を設立して酒税保全に協力するとともに共同の利益を増進する事業を行うことができるようになり、酒税確保及び酒類の取引の安定を図ることを目的として制定された法律。

●未成年者飲酒禁止法●

大正11年に施行された法律で、最終改正は平成13年12月。未成年者が飲用すると知って酒類を提供・販売した者は50万円以下の罰金に処せられる。また、従業員が同法違反で罰せられた場合は、その店舗の経営者も同罪が科される。さらに、同法違反で罰金刑となった場合は、酒類小売業免許が取り消される可能性がある。

●酒類ガイドライン●

酒単独の取引ガイドラインで、不当廉売や差別対価等の考え方を示しているもの。

●危険運転致死傷罪●

刑法の中に新設され、平成13年12月に施行。酒酔い運転や信号無視等の危険な運転で、被害者を死亡させた場合は1年以上15年以下の有期懲役、負傷の場合は、10年以下の懲役。

●改正道路交通法●

平成14年6月に施行。飲酒運転等の悪質・危険な違反に対する罰則が強化された。飲酒運転は「2年以下の懲役又は10万円以下の罰金」から、「3年以下の懲役又は50万円以下の罰金」に強化。また、酒気帯び運転の基準も引き下げられた。